

光市子ども・子育て支援事業計画

みつめ だきしめ かたりあう

～心温かい人が育つまち“ひかり”～



平成 27 年

光 市

「みつめ だきしめ かたりあう

～心温かい人が育つまち“ひかり”～」を目指して



私たちのまち「光市」は、まちの将来像を「人と自然がきらめく生活創造都市」と定め、3つの都市宣言のもと、活力と魅力に満ち溢れ、暮らしに「やさしさ」を実感できる『やさしさあふれる「わ」のまちひかり』を目指しています。その中で「おっばい都市宣言」は、旧光市の宣言から20年が経ち、多くの方の英知が理念として残され、未来へ繋げていくべき世界でたったひとつのわがまちの宝物です。

子どもを育てるということは、多くの喜びがあり感動的なことですが、時に、悩みに突き当たることもあります。しかし心配はいりません。光市には助けてくれるあたたかい「おっばい」があります。お母さんだけではなく、お父さんのおっばい、おじいちゃん、おばあちゃんのおっばい、友達のおっばい、地域のおっばい、光市全体にあたたかく包み込む多くのおっばいがある、という理念は大変すばらしいことです。このようなたくさんの「おっばい」で子どもや子育て家庭を抱き、見守り、語りかけ、声に耳を傾ける愛情豊かなふれあいの子育て「おっばい育児」を展開していくことで、子どもたちは、愛情に包まれた温かい人へ成長し、大人になり、子育てをする立場として次の世代にやさしさと愛情を引き継いでいくという「幸せのサイクル」ができあがるのです。

この度策定した「光市子ども・子育て支援事業計画」には、こうした「おっばい都市宣言」の理念を隅々まで染み渡らせ、計画に掲げる様々な施策や事業には、「やさしさ」を注ぎ込みました。この計画を市民の皆様とともに進めていくことで、子どもたちが愛情に包まれ将来に夢と希望を持ち、子育て世代が子育てを楽しみながら、このまちとともに輝き、このまちに暮らす全ての人々が「幸せ」を実感できる「ゆたかな光市」を築いて参りたいと考えています。皆様、このまちで、ともに暮らし、ともに、子育てを楽しもうではありませんか。

最後に、本計画の策定にあたり、たくさんのご意見やご提言をいただきました光市子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ、市議会並びに市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

光市長 市川 熙

おっぱい都市宣言

- 1 私たちは、おっぱいをとおして、“母と子と父そして人にやさしいまち光”をつくります。
- 2 私たちは、おっぱいという胸のぬくもりの中で、子どもをしっかりと抱き、
愛^{いっく}しみ、心豊かで健やかな輝く光っ子^{いだ}を育てます。
- 3 私たちは、すべての母親のおっぱいが、より豊かに赤ちゃんに与えられるよう皆で手助けします。
- 4 私たちは、おっぱいを尊び、偉大なる母を皆で守ります。

「おっぱい」何と温かく、優しい言葉でしょう。「おっぱい」をとおした母と子の穏やかなふれあいは、真に生きる力を持つ、心豊かでたくましい若者を育ててくれることでしょう。

そして、この若者たちが“母と子と父そして人にやさしいまち光”で子育てを楽しみながら、このまちに住み、まちとともに輝くことを夢みて、ここ光市を「おっぱい都市」とすることを宣言いたします。

平成 17 年 6 月 30 日 山口県光市議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
第2章 光市の子どもと子育て家庭を取巻く環境	5
1 光市の人口動態等	5
2 家庭の就労状況	9
3 アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況	11
第3章 計画の基本的な考え方	14
1 計画の基本理念	14
2 計画の基本的な視点	14
3 施策の体系	16
第4章 施策の総合的な展開	17
基本施策1 このまち全体で子どもを育てる意識の醸成	17
基本施策2 温もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出	23
基本施策3 すべての子どもを取巻く子育て・子育て環境の質の向上	31
第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画	48
1 教育・保育提供区域の設定	48
2 幼児期の教育・保育の事業計画	49
3 地域子ども・子育て支援事業の事業計画	51
4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び体制の確保	57
5 産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保	57
6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携	58

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備	
に関する施策との連携.....	59
第6章 計画の推進体制	61
1 計画内容の市民への周知.....	61
2 関係機関等との連携.....	61
3 計画の進行管理.....	61
資料編	62
1 アンケート調査結果の概要	62
2 光市子ども・子育て審議会条例	80
3 光市子ども・子育て審議会条例施行規則	82
4 光市子ども・子育て審議会委員	83
5 ライフステージに応じた事業一覧.....	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況や、兄弟姉妹の数の減少により、現在の親世代自身が赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、経済状況や企業経営を取巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し、非正規雇用割合も高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により出産を機に退職する女性や、子育て期にある30代及び40代の男性の長時間労働割合が依然として高い水準にあるなどといった子育て世代を取巻く厳しい就労環境があります。

このような、子育て家庭を取巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まる中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待も発生しています。

さらに、我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を記録し、その後は、微増傾向にあるものの、平成24年は1.41と依然として低い水準にあり、兄弟姉妹の数の減少により、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境から、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、子育ての第一義的責任は、保護者や家庭にあります。家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していき、こうした取組みを通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現することが必要です。

(2) 国の動向

国では、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取巻く社会情勢の変化を受け、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まり、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充や質の確保・向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しており、消費税率の引き上げによる増収を財源とし、市町村を実施主体と

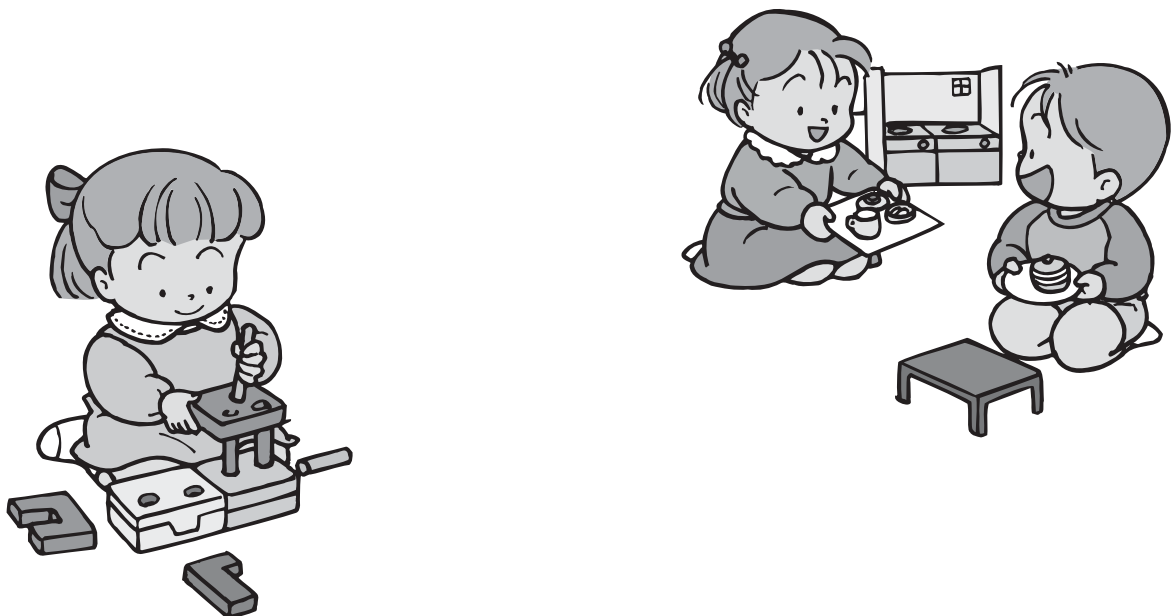
して、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、すべての自治体に、国の指針に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

（３）光市における子育て支援の取り組み

本市では、全国に例のない「おっぱい都市宣言」のまちとして、胸で子どもを抱きしめる愛情豊かなふれあいの子育てに取り組んできており、平成 20 年 3 月には、「おっぱい都市宣言」の理念をすべての人が共有し、すべての人が心豊かに育つまちづくりを推進するための指針として、「おっぱい都市基本構想」を策定し、子育て世代が希望にあふれ、すべての子どもたちが父母や地域の愛情に包まれて育つまちの実現に向けて、学校や事業所・地域・行政とが一体となった取り組みを進めてきました。平成 22 年度から実施している「光市次世代育成支援行動計画（後期計画）」においても、おっぱい都市宣言の理念のもと、様々な子育て支援施策を展開しています。

（４）計画策定の目的

以上のことから、子ども・子育て関連 3 法の趣旨を踏まえ、子どもの最善の利益が実現される社会の実現を目指し、幼児期の教育・保育の一体的な提供への対応や教育・保育の質の確保・向上、家庭における養育支援等を推進する子ども・子育て支援新制度の実施主体として、国が定める計画の基本指針に基づいた事業計画を定めるとともに、「おっぱい都市宣言」のまちとして、光市で暮らす人々が、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望がかなえられ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できるよう、光市独自の視点を加えて、光市が展開する子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施していくために「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、「光市総合計画」を上位計画とし、「おっぱい都市宣言」及び「おっぱい都市基本構想」の理念に基づいた光市独自の施策を盛り込み、光市次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法を根拠とする計画）で展開した総合的な子育て施策を継承する計画として策定します。

子ども・子育て支援法（抄）

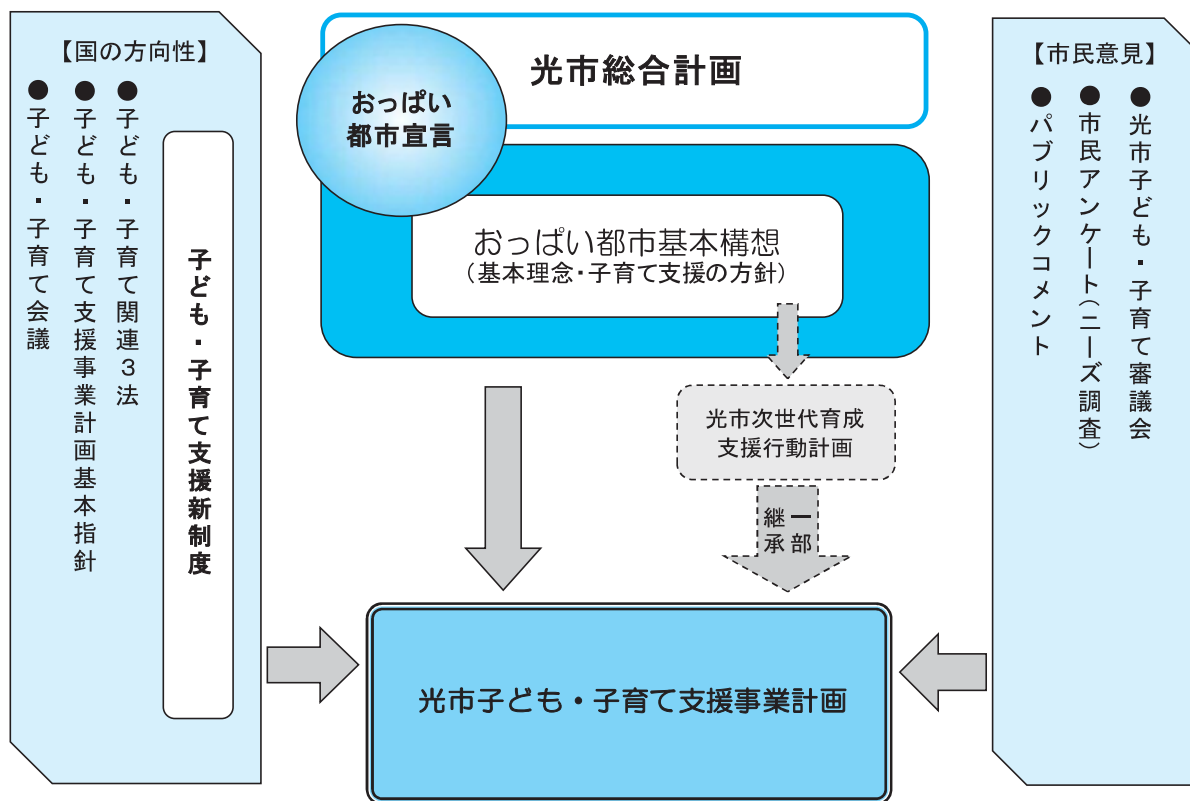
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

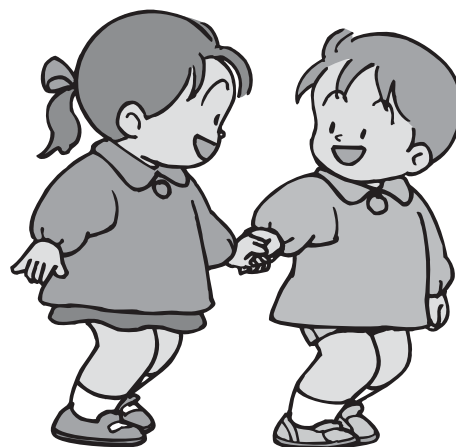
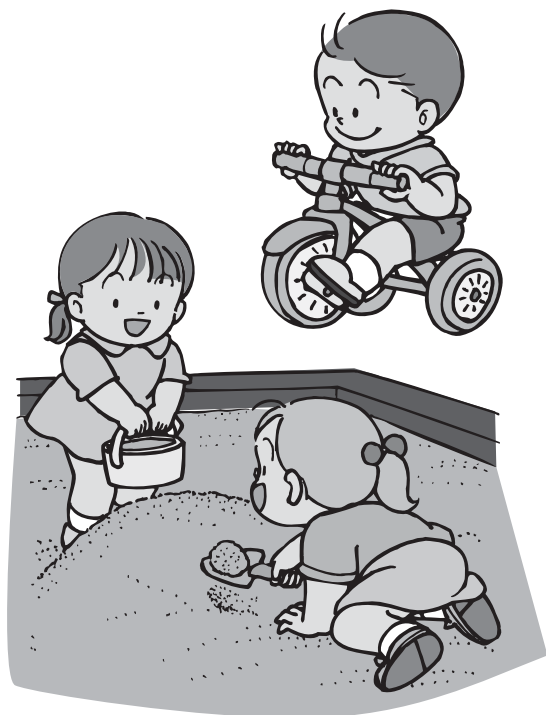
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで延長されることとなり、同法第8条で定める市町村行動計画の策定は任意となります。本市では、次世代育成支援行動計画に定めたような総合的な子育て施策の展開を子ども・子育て支援事業計画で一体的に定めます。

子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を期間とします。



第2章 光市の子どもと子育て家庭を取巻く環境

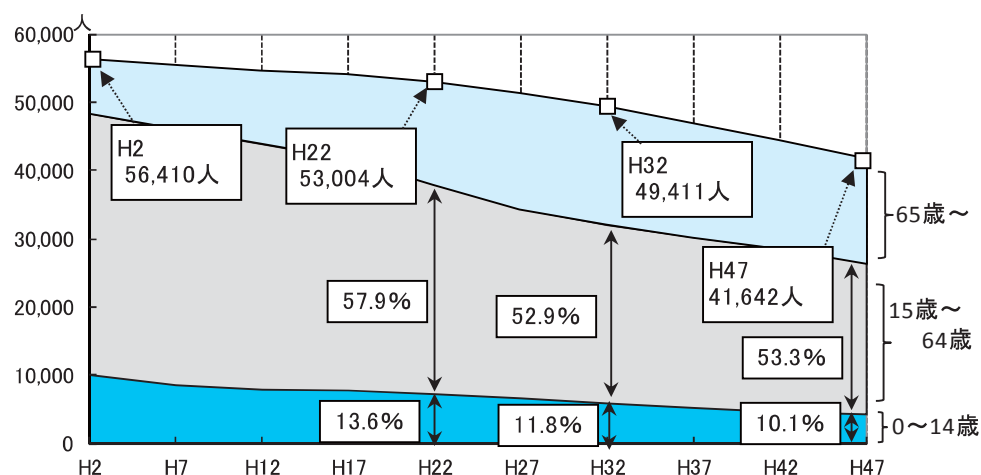
1 光市の人口動態等

(1) 人口・人口構成の推移

総人口は、平成2年の56,410人から減少が続いており、平成22年には、53,004人となりました。平成32年には、49,411人と推計され、今後も総人口の減少が進んでいくことが予測されます。

また、年齢3区分人口の推移をみると、平成2年から年少人口割合（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方で、老年人口割合（65歳～）は増加しています。こうした傾向は続き、少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移と推計】



(資料/国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

○国勢調査人口値

(単位：人、%)

	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	56,410	55,408	54,680	53,971	53,004
年少人口（0～14歳）	10,011	8,477	7,854	7,717	7,188
構成率	17.7	15.3	14.4	14.3	13.6
生産年齢人口（15～64歳）	38,287	37,495	35,962	33,838	30,682
構成率	67.9	67.7	65.8	62.7	57.9
老年人口（65歳～）	8,106	9,436	10,864	12,416	15,080
構成率	14.4	17.0	19.9	23.0	28.5

※年齢不詳のものがあるため、総人口と年齢区分人口の合計が合わない場合があります。

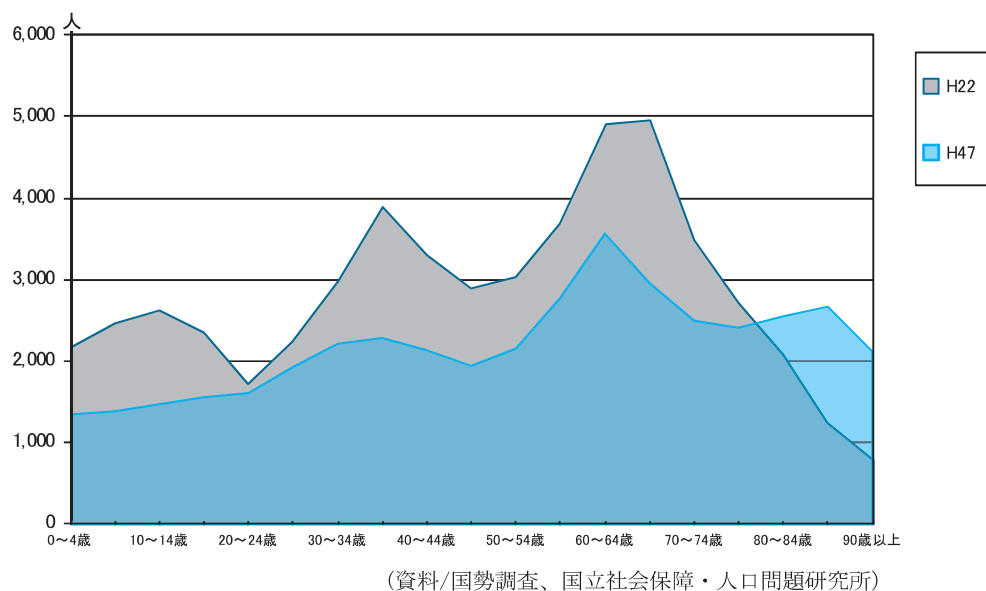
○人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

(単位：人、%)

	H27	H32	H37	H42	H47
総人口	51,389	49,411	47,043	44,418	41,642
年少人口（0～14歳）	6,555	5,811	5,157	4,564	4,210
構成率	12.8	11.8	11.0	10.3	10.1
生産年齢人口（15～64歳）	27,769	26,151	24,987	23,890	22,205
構成率	54.0	52.9	53.1	53.8	53.3
老年人口（65歳～）	17,065	17,449	16,899	15,964	15,227
構成率	33.2	35.3	35.9	35.9	36.6

年齢別の人口ピラミッドについては、平成 22 年と平成 47 年の人口推移を比較しても、下図のように全体的に低くなり、右寄りにシフトすることが予測されます。

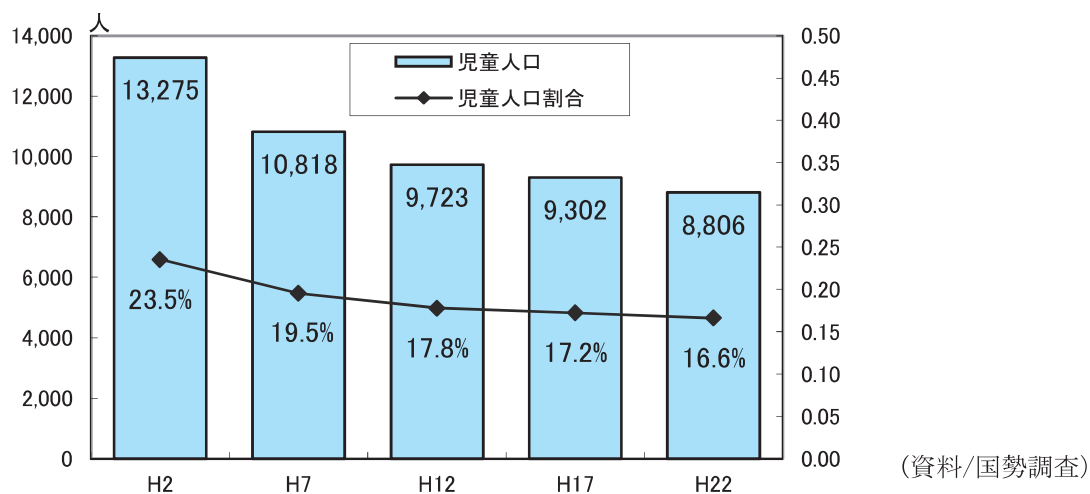
【人口の現状と将来比較】



(2) 児童人口の推移

児童人口（18 歳未満）は、平成 2 年の 13,275 人から平成 22 年には 8,806 人と大幅に減少しています。総人口に占める割合は、平成 2 年 23.5%から平成 22 年には 16.6%となり、6.9%減少しています。

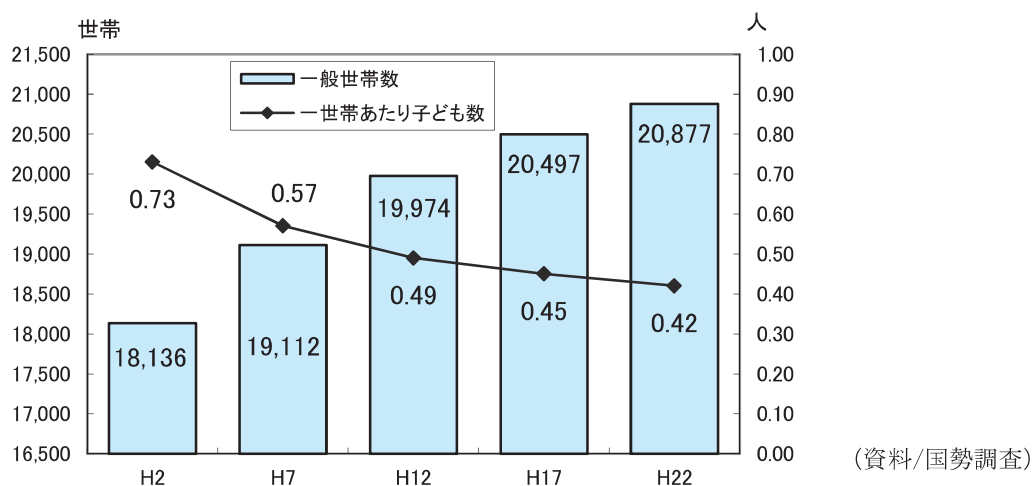
【児童人口（18 歳未満）】



(3) 世帯数の推移

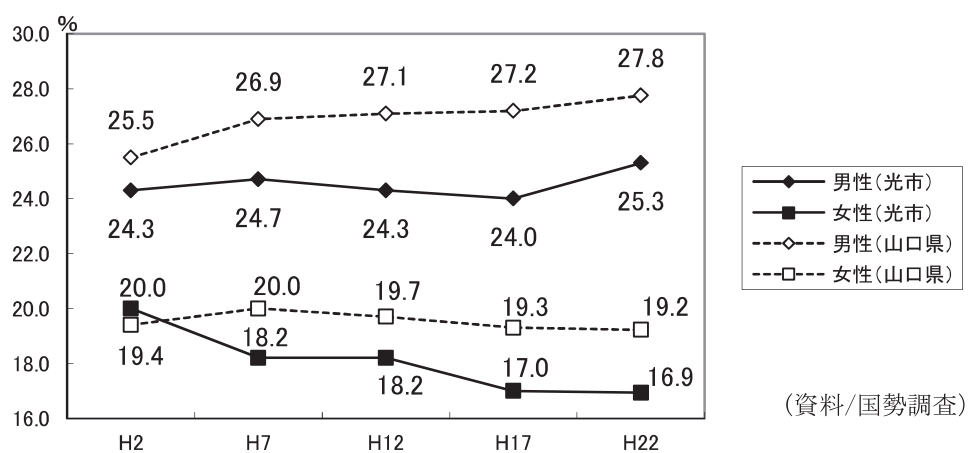
世帯数の推移をみると、世帯の数は平成2年の18,136世帯から平成22年の20,877世帯と、増加する一方で、一世帯あたりの子ども数は平成2年の0.73人から平成22年の0.42人に減少しています。

【一般世帯数と一世帯あたり子ども数の推移】



未婚率は、平成2年に比べて、平成22年では、男性は1.0%増加、女性は3.1%減少しており、男性の方が女性より8.4%高くなっています。

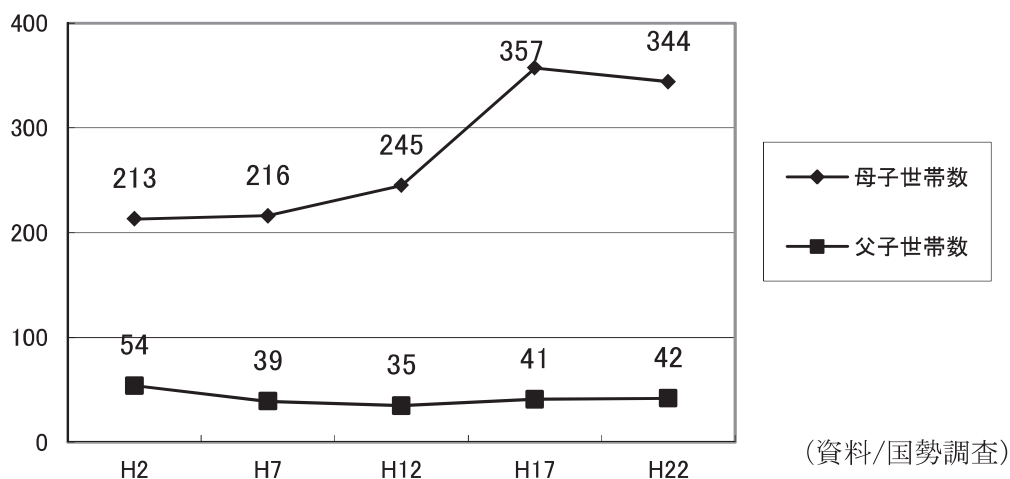
【未婚率の推移】



「未婚率」
15歳以上人口に占める未婚者数の割合です。

ひとり親世帯は、増加傾向にあり、平成 22 年では、父子世帯が 42 世帯、母子世帯が 344 世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】

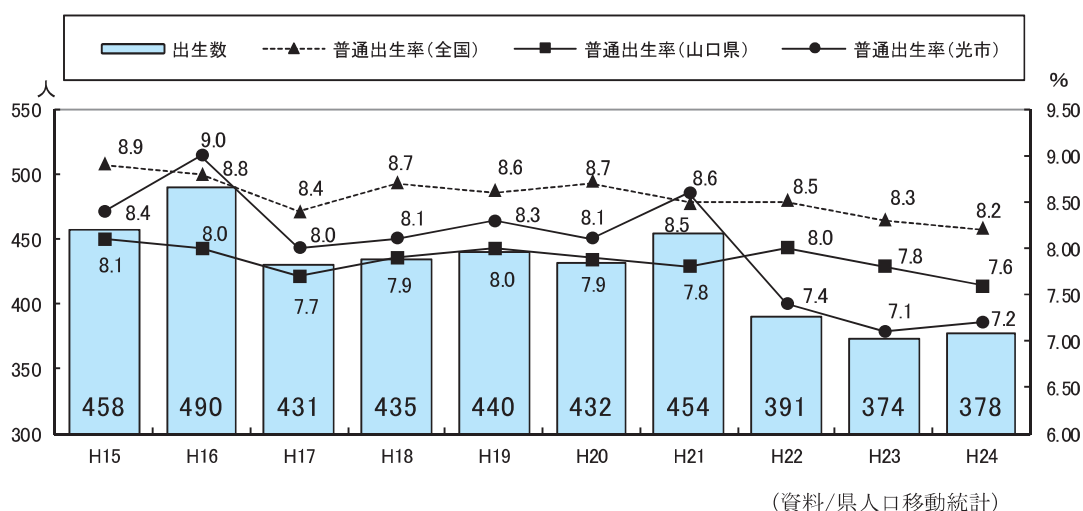


(4) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成 22 年に 400 人を下回り、それ以降は 380 人程度で推移しています。普通出生率は、平成 15 年から増減しながら推移しましたが、平成 24 年には 7.2 となりました。全国に対し低い水準となっています。

全国の合計特殊出生率は、平成 17 年には 1.26 と過去最低となり、それ以降は上昇傾向となっており、平成 24 年では 1.41 となっています。

【出生数の推移】



【合計特殊出生率】

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全 国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
山口県	1.36	1.36	1.38	1.40	1.42	1.43	1.43	1.56	1.52	1.52
光 市	1.49					1.60				

「普通出生率」

年中人口（10 月 1 日現在）に対する 1 年間の出生数の割合で、人口千人あたりで示します。

「合計特殊出生率」

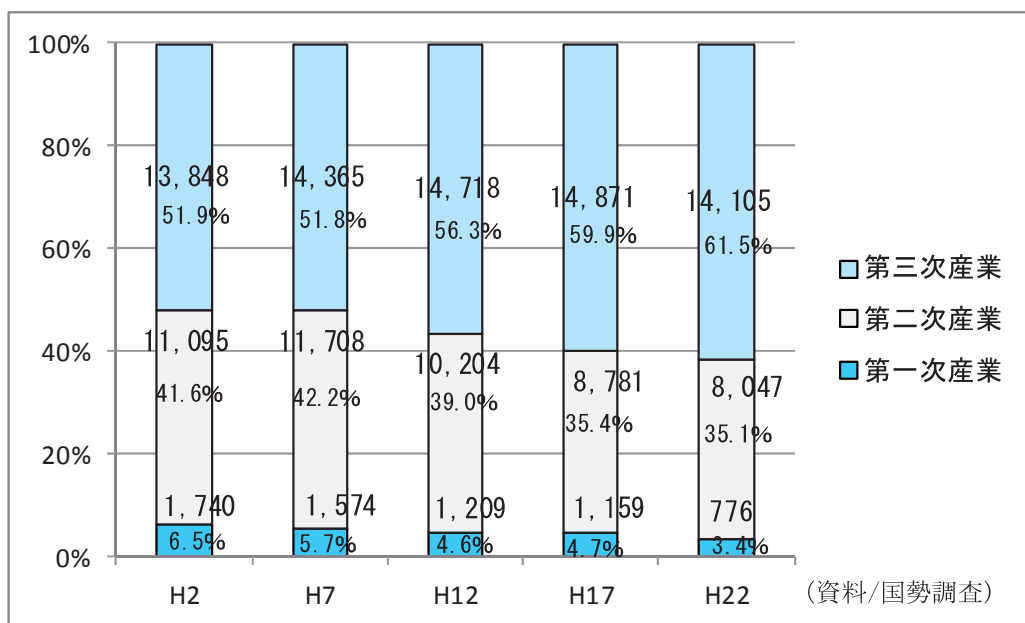
15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

2 家庭の就労状況

（1）産業別就業者数の推移

産業別就労者数は、第三次産業は増加しており、第一次産業と第二次産業は減少しています。平成 22 年では、第三次産業は、61.5%と全体の 6 割を超えている一方で、第一次産業は 3.4%と低い状態にあります。

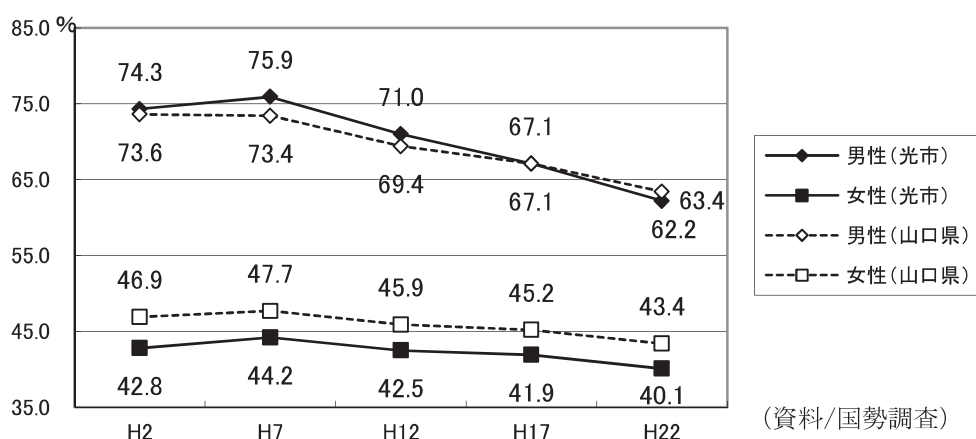
【産業別就業者数】



（2）就業率の推移

就業率は、男女ともに平成 7 年から減少が続き、平成 22 年には、男性 62.2%、女性 40.1%となっています。県の就業率も、光市と同様の傾向となっており、比較すると、男女とも県より低い率となっています。

【就業率の推移】

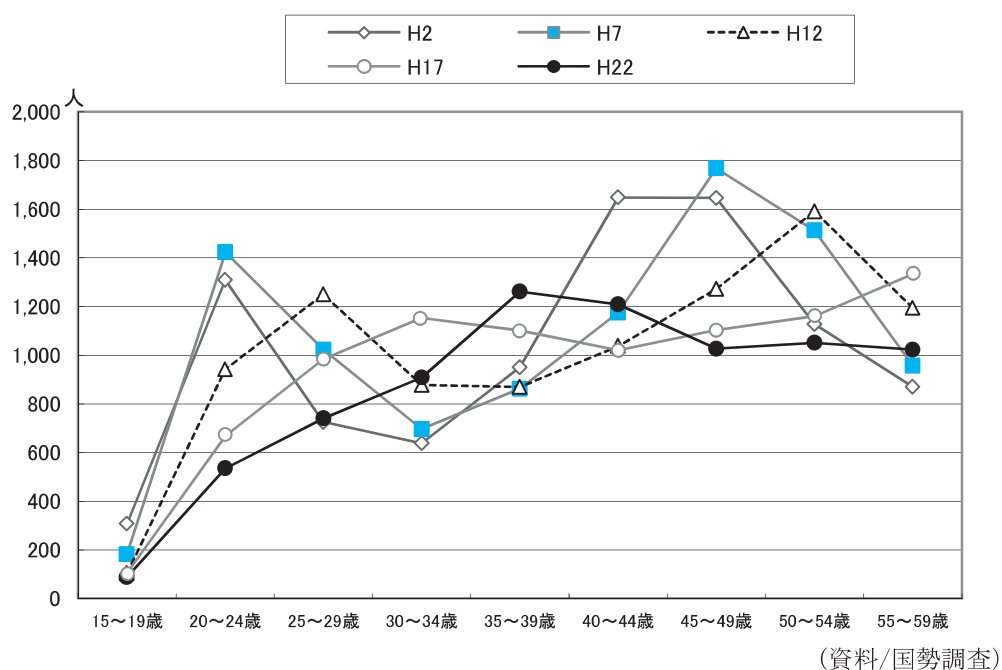


「就業率」
15歳以上人口に占める就業者の割合です。

(3) 女性の年齢別就業者数の推移

女性の年齢別就業者数の推移をみると、平成2年や平成7年では、20～24歳と40歳代でピークを迎えるM字型曲線になっていますが、その後、徐々にM字が崩れ、平成22年には、39歳までの各階級で伸びを示しており、子育て世代の女性も引き続き就労していることがわかります。

【女性の年齢別就業者数の推移】



3 アンケート調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

(1) 調査実施方法

調査対象者	①小学校就学前児童の保護者 1,800 人 ②小学生の保護者 1,200 人
調査方法	郵送による配布回収
調査時期	平成 25 年 10 月 17 日～10 月 31 日
調査票回収数	①小学校就学前児童の保護者 806 件 (44.8%) ②小学生の保護者 514 件 (42.8%)

(2) 調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

ア 主に子育てをしている人

「父母ともに」が5割以上で最も多いが、「主に母親」も4割程度で、母親に子育ての負担がかかっていることがうかがえます。

イ 日ごろ、子どもをみてもらえる人

「緊急時や用事の時には祖父母などの親族にみてもらえる」が5割以上で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が3割以上で続いています。しかし、「みてもらえる人はいない」が約1割あり、潜在的に支援を要する家庭だと考えられます。

ウ 父母の就労状況

母親の就労状況は、就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.4%で最も高くなっていますが、小学生では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.4%で最も高くなっています。子どもがある程度成長した段階で、再び働き始める傾向がみえます。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」がほとんどを占めています。

エ 教育・保育（幼稚園や保育所等）の平日の利用（就学前児童のみの設問）

利用状況は、「利用している」が65.0%を占めています。利用しているサービスは、「保育所（認可保育所）」が58.2%で最も高くなっています。次いで「幼稚園」が36.5%で続いています。

利用希望では、現在の利用状況に比べ「幼稚園」の割合が少し増加しています。また幼稚園の預かり保育の割合が高くなっているほか、認定こども園も13.5%あり、関心があることがうかがえます。

オ 子どもを一時的にみてもらう事業の利用必要性（就学前児童のみの設問）

「利用する必要がある」は、29.5%となっています。利用する理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹含む）や親の通院 等」が61.8%で最も高くなっており、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が55.0%となっています。

カ 放課後児童クラブ（サンホーム）の利用意向

小学校高学年（４～６年生）になると利用意向は低くなり、子どもの成長とともに利用の必要性が低下していくことがわかります。

【就学前の保護者の場合】

小学校低学年（１～３年生）の間では 31.2%、小学校高学年（４～６年生）の間では 14.0%となっています。

【小学生低学年の保護者の場合】

小学校低学年の間では 23.2%、小学校高学年の間では、14.8%となっています。

【小学生高学年の保護者の場合】

小学校高学年の間では 6.2%となっています。

キ 子育ての楽しさ、つらさ

子育ては楽しいかとの問いに対して、「とても楽しい」または「まあまあ楽しい」と回答した割合が 9 割を超えています。一方で「あまり楽しくない」又は「全く楽しくない」と回答した方が 3～4%おり、また、子育てがつらいと思うことがあるかとの問いに対して、「いつも思う」または「時々思う」と回答した割合が 5 割を超えており、子育て中の不安や悩みへの支援が必要だと考えます。

ク 妊娠・出産時の不安や必要なサポート

「産む時の苦痛」や「妊娠中のつわり」といった身体的な苦痛に対する不安が最も高くなっています。また、必要なサポートでは、「赤ちゃんの育児相談」が最も高く、次いで「子育て中の人との交流」となっているほか、「子育て経験者から話を聞ける場や機会」も多く、相談体制や周囲からの助言の必要性の高さがうかがえます。

ケ 子どもを何人育てたいか

育てたい人数（理想）は「３人」が一番多くなっていますが、育てることができる人数（現実）は「２人」となっています。理想の人数を育てることができない理由は、「育児にかかる費用」が最も高く、経済的支援の重要性がうかがえます。

コ 安心して子育てするための地域での取組み

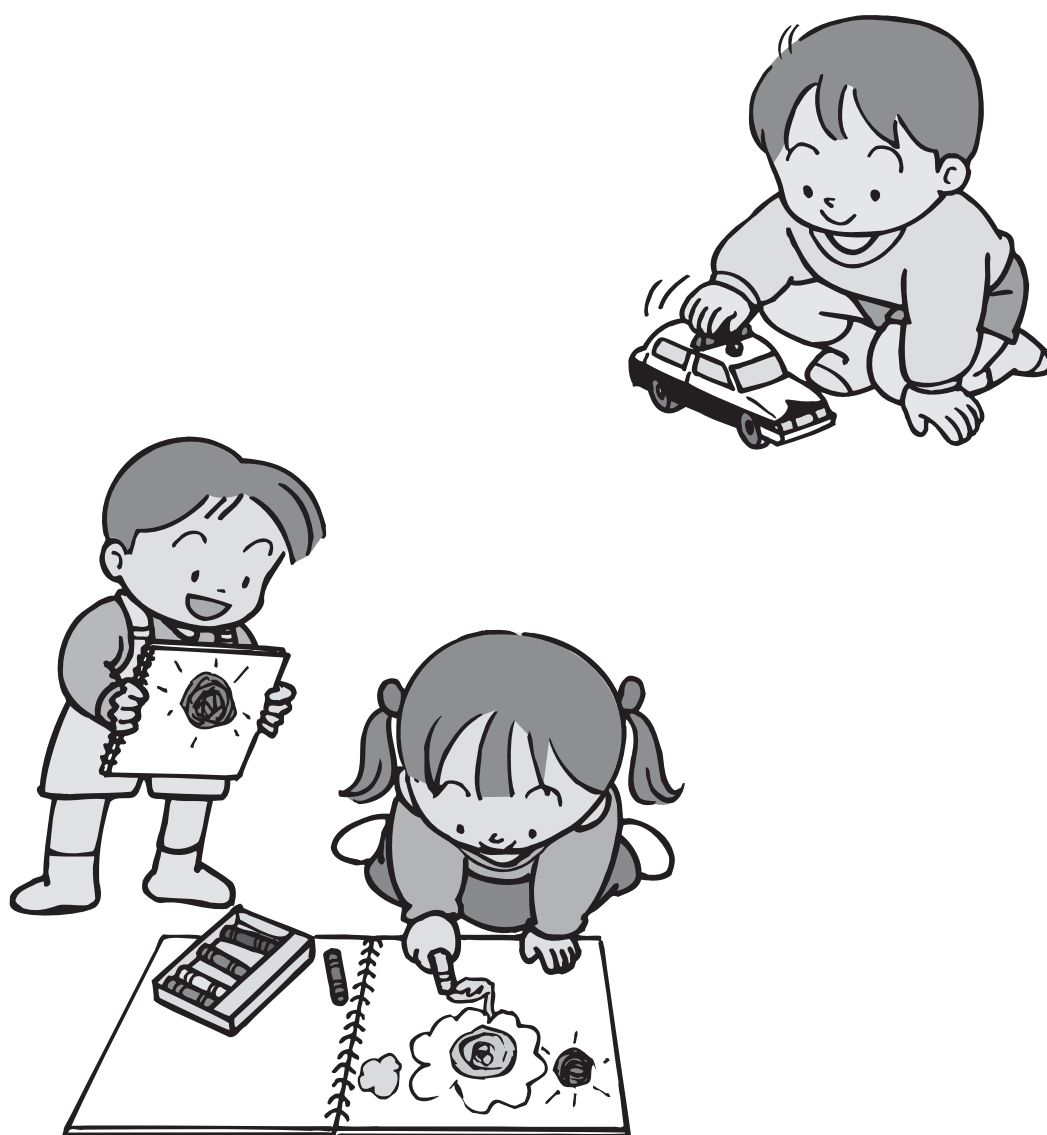
「子育て中の親子が集える場や遊べる場を増やす」、「子どもと親が一緒にできる活動を増やす」や「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」の回答が多い一方で、子育ての仲間づくりの機会への参加に対する設問では、小学校就学前保護者では約 5 割、小学生保護者では 7 割強が「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答しており、積極的な人も消極的な人も巻き込んだ、地域ぐるみの取組みが必要になっています。

サ 子育て支援等の要望

「公園や広場など、子どもや親子でのびのび遊べる場所の充実など乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり」が最も高くなっています。また、「子どもの医療費への支援の充実」や「児童手当の拡充、税金の軽減など経済的支援の充実」といった経済的支援の要望も高く、子育て家庭の経済的な不安がうかがえます。

また、上記のほか、周囲からあればよいサポートや子育て支援に対する自由意見記入欄からは、次のような支援を希望する意見が多く見られました。

- ・休日や緊急時などに、短時間など気軽に子どもを預かってくれるサービス
- ・気軽に相談できる場所や相談体制
- ・親同士、子ども同士、異世代などが集まれる交流の場
- ・子育てに関するわかり易く、まとまった情報提供



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもの笑顔は、私たちの心を温かくし、まちを輝かせる原動力となる私たちの大切な宝物です。子どもたちが、ふるさとの自然や歴史・伝統文化に親しみ、学びや遊びの中で心と体を鍛え、たくましく育ち、温かく互いに助け合いながら、「心温かい人」へと成長し、そしてこのまちで受けた恩恵を次の世代へと繋げていくという「幸せのサイクル」の中で、人々が絆を深め、新たなふれあいを紡いでいく、このようなまちの実現を願い、「おっぱい都市宣言」のまち光市における計画の基本理念を次のように定めます。

みつめ だきしめ かたりあう
～心温かい人が育つまち“ひかり”～

2 計画の基本的な視点

おっぱい都市宣言のまちとして取り組む「おっぱい育児」は、おっぱい都市基本構想にうたっている「支援」、「育成」、「応援」をキーワードに、子どもたち、そして子育ての基本になる保護者や家庭を地域社会全体で支援していくものです。「支援」は、楽しみながら子育てが出来るように家庭を支援すること、「育成」は、温かくすべての子どもを幸せに育成すること、「応援」は、子どもたちを大切にする地域社会が絆を深め、子育てを応援していく環境を整えることです。また、子育て家庭へのアンケートや子育て中の保護者や子育て支援関係者で構成する光市子ども・子育て審議会での意見を踏まえ、子育ての不安や悩みを和らげ楽しみながら子育てできるような取組み、子育て中の親子や地域の人が集える場づくりやすべての子どもや子育て家庭へのきめ細やかな対応など、子育て家庭のニーズに応えられるような取組みを計画に盛り込む必要があります。

本計画では、このような、子育て家庭のニーズやおっぱい都市宣言の基本理念を根底に置き、「支援」、「育成」、「応援」に共通し、個々の心や意識、人との繋がり、周囲の仕組みや環境といった、人が暮らしを営んでいく上での関わりの中から、重点的なテーマを3つの基本的な視点として定め、子育て支援に取り組めます。

① このまち全体で子どもを育てる意識の醸成

- ・ 子育ては、親としての責任を負い、責任を果たしていく負担感や不安感が伴うものもありますが、楽しく、感動的で、子どもの育ちに大きな喜びや生きがいを感じる尊いものであり、地域や社会が寄り添うことで、安心して子どもを生み育てることができる意識を醸成します。
- ・ 子どもたちが、10年後、20年後、大人になったときに、子どもを生み育てることを肯定的に捉え、希望を持つことができるという意識を醸成します。

- ・ 家庭での養育力の低下や児童虐待の増加、地域の繋がり希薄化などを親や地域の責任や問題などにしてしまうのではなく、今ある状況を容認した上で、子どもの育ちや子育てに対してできることを社会全体で考えていく意識を醸成します。

② 温もりあるコミュニティ、ネットワークによる交流の創出

- ・ 親や子どもが気軽に集え、親も子どもも楽しめる場や、親同士、同年齢・異年齢の子ども同士、また大人と子どもなどが交流できるふれあいの場をつくり、子育て家庭の孤立化を防ぎ、親や子どもを元気にします。
- ・ 妊娠・出産や子育てなどの悩みの相談体制、地域での子どもや子育て家庭の見守り・応援や幼保小連携、小中連携、地域との連携など、安全・安心に子育てでき育児の不安や負担が軽減されるネットワークをつくります。

③ すべての子どもを取巻く子育て・子育て環境の質の向上

- ・ 子育て支援の必要「量」を確保しつつ、「量」の拡充により「質」の低下を招かないよう、「質」の確保・向上を図ります。
- ・ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や子どもの発達段階に応じた適切な関わりを踏まえ、一人一人の子どもを大切に、すべての子どもとすべての子育て家庭へのきめ細やかな支援を充実します。
- ・ 多様なニーズに対応し、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、子育て支援者など、ハード、ソフト両面の子どもを取巻く養育環境を向上させ、光市の子どもの健全な育成を支える土台をつくります。



3 施策の体系

基本理念に基づく子ども・子育て支援施策について、以下のとおり、3つの基本的な視点からなる体系に整理します。

